

## 第1回 バリアフリーマップ作成マニュアルに関する検討会 議事概要

- 日時：令和元年8月1日（木）16:30～18:00
- 場所：中央合同庁舎3号館10階共用会議室
- 出席者：別途出席者名簿を参照

---

●は構成員の発言内容、○は事務局を含む国土交通省の発言内容

### <議題1 本検討会の趣旨について>

### <議題2 改正バリアフリー法の概要とバリアフリーマップについて>

- 公共交通事業者等の情報提供について法24条、25条では必ずしもバリアフリーマップの作成とは書いてないが、マップを作成しなければ情報提供はされないのか。
- また、ガイドラインではバリアフリーマップ作成と明記されている場合は、情報提供は義務となっているが、明記がなければ情報提供が得られないのか。
- 情報提供は、必ずしもマップ作成するとはされていないのでマップを作らずともバリアフリー化を進めていくことが重要。なぜバリアフリーマップに限定するのか。
- 基本構想を策定していなくても参考になるようなマニュアルを作成したいと考えている。バリアフリー法における情報提供の切り口のの一つとしてバリアフリーマップについて議論したいということ。法律の規定も活用できる。
- 外国人に対する情報提供については、別に検討を行っているのか。
- 現在、基本構想を策定した市町村は17%と少ない。基本構想を作成していない残された市町村に対して、マスタープランや基本構想を作らせることが重要。マップ作成によって、自分の街のバリアフリーがどうなのかチェックを行ってもらい、マスタープランや基本構想の作成の契機となると良い。
- マスタープランや基本構想の作成の計画がない市町村は公共交通事業者等からの情報提供が得にくい法律の枠組みとなっているので、マスタープランや基本構想作成の有無に関わらず、市町村が事業者等からももう少し情報が得やすくなる工夫が必要。
- 提供情報の範囲としては、ハード面だけでなく、ソフト面の工夫や緊急情報を把握できるところまで含めてほしい。
- マスタープランの策定が進んでいないので、全国の自治体に向けて発信することに期待したい。

- 視覚障害者は、音声情報のみで全てを把握している訳ではない。ロービジョンの人は視覚情報を活用し自分が見やすい形にして工夫している。
- 店舗情報も必要だが、工事等で迂回が必要な場合にも活用できるものであってほしい。

### <議題3 アンケート調査等の方針について>

- マップ作成を通して、地域のバリアフリーがどうなっているのか、バリアをどう改善していくことが有効か、議論のきっかけになると良い。
  - 当事者団体のヒアリングにあたっては、作成の経緯や、バリアフリーマップを実際に作成して、バリアフリー化の動きが構築されたのか把握することが重要。
  - また、作成したマップに対する意見や、意見を踏まえたバリアフリー化の整備状況などの情報の更新など、当事者団体だけでなく、実際に使用している人の声を拾える方法を検討してほしい。
  - マップの掲載情報が多すぎる場合があり、混乱してしまう障害当事者もいる。障害特性等に応じて適切な情報のみ選択できるような工夫も必要。
  - 何を目的として行うアンケート調査なのか分かりづらい。
- アンケートを行う際には、調査趣旨説明の文章は同封する。
- バリアフリーの情報提供を既に行っている地域団体（例）駅ペディア）との連携が重要。情報交換が必要。
  - バリアフリーマップの作成は自治体の任意と位置付けているものの、強力に推し進めてほしい施策である。インセンティブが必要ではないか。
  - 提供情報として、道路の横断勾配、踊り場などの情報があると良い。
  - ICT活用の支援は望ましくはあるが、部分的な情報では活用しにくい。Googleなどのボリュームがある情報との連携など期待されるが、どのような位置付けを想定していくのか。
  - 現在の多くのバリアフリーマップは、車椅子使用者を主なターゲットとして想定しているマップが多い。対象者により必要な情報は異なるため、どの対象者を想定して作成をするのか等の議論が必要。

- GIS 導入状況、活用方法も設問に加えるべき。
- バリアフリーマップを使用する来訪者は、面的な情報が必要。情報のプラットフォームをどう構築するのも議論が必要。
- マップを作ることが目的ではなく、利用してもらえらるマップ作りになるようにすることが重要。